

# 会費内訳細則

## 仙台市聴覚障害者協会

(会員種別)

- (1) **正会員**：当協会の活動の趣旨目的に賛同し、各種活動に可能な範囲で参加でき、総会においては議決権を有りする個人の会員。**会費 2,000 円(1 人あたり)**
- (2) **賛助会員**：当協会の趣旨目的に賛同し、当協会活動を主に資金的に支援する意思をもつ個人及び団体の会員。**会費 1,000 円**
- ①夫婦共に身体障害者手帳を所持する聴覚障害者とし、どちらか一方のみの加入は出来ないものとする。ただし、配偶者が聴覚障害者による身体障害者手帳を所持していない場合は単体会員として加入できるものとする。
- ②本会(仙台支部)会費 2,000 円は、仙台市聴覚障害者協会の運営費となっている。尚、2,000 円のうち 500 円(仙障だより購読料))を、(社福)仙台市障害者福祉協会へ納める。この自主運営・自助協力は大変重要で福祉の基本として必要であるため、新年度も継続する。
- ③退会する場合は、原則として 3 カ月前に届け出なければならない。(次年度退会を希望する場合は、その前年度の 1 月までに届けでなければならない。)やむを得ず年度途中で退会する場合でも、会費を納めている場合にはその年度の末までは機関紙は送付される。

## 一般社団法人宮城県聴覚障害者協会

(目的)

第 1 条 (一社)宮城県聴覚障害者協会正会員・賛助会員の会費収入収支の内訳を 明確化し、会員拡大に取り組む事を目的とする。

(会費内訳)

第 2 条 (一社)宮城県聴覚障害者協会正会員・賛助会員の会費収入の内訳について以下の通りとする。

会員区分	金額	内 訳
単体会員	17,000 円	全日本ろうあ連盟分担金 3,500 円 東北ろうあ連盟分担金 300 円 本会機関紙年間購読料 1,500 円 本会事業運営補助金等 11,700 円
夫婦会員	32,000 円	全日本ろうあ連盟分担金 7,000 円 東北ろうあ連盟分担金 600 円 本会機関紙年間購読料 1,500 円 本会事業運営補助金等 22,900 円
学生会員	10,000 円	全日本ろうあ連盟分担金 3,500 円 東北ろうあ連盟分担金 300 円 本会機関紙年間購読料 1,500 円 本会事業運営補助金等 4,700 円
高齢会員	13,000 円	全日本ろうあ連盟分担金 3,500 円 東北ろうあ連盟分担金 300 円 本会機関紙年間購読料 1,500 円 本会事業運営補助金等 7,700 円
※高齢会員会費の特例 前条に規定する高齢会員は、加入年度 4 月 1 日現在で満 75 歳以上の者で、かつ前年度の会費を納入した継続会員とする。再入会、若しくは新規入会しようとする加入年度 4 月 1 日現在で満 75 歳以上の者は、初年度に限り、単体会員と同額とする。		
賛助会員 (聴者・企業等他)	7,000 円 (+支部会費 1,000 円※任意)	本会機関紙年間購読料 1,500 円 本会事業運営補助金等 5,500 円